# 平成30年度第4回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成31年3月26日(火) 15:00~15:50

2 場 所

県庁 本庁舎2階 第一特別委員会室

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

川崎興太

大河内 敬 子

川又啓蔵

横 田 純 子

渡辺光則

【事務局】

商工労働部長橋本明良商工労働部次長(産業振興担当)新関勝造土木部参事木正宏商業まちびくり課長

4 審 議

司会

開会に先立ちまして、傍聴者の方々にお願いを申し上げます。 入室時にお配りしております傍聴にあたっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は、退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とする場合がありますので、御承知願います。併せまして、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、 会議次第、委員名簿、審議会規則、資料1から8となっており ます。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、商工労働部長の橋本より御挨拶申し上げます。

#### 部長

商工労働部長の橋本でございます。審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、 お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

商業まちづくり基本方針の見直しにつきましては、これまで、 商業まちづくりに関する現状や課題、今後の方向性等について 整理するとともに、今年度実施しました「商業まちづくりに関 するアンケート」の結果等を踏まえながら、見直し案の検討を 行ってまいりました。

本日は、これまでの審議内容を踏まえ作成しました見直し案について御審議いただくほか、「特定小売商業施設の基準店舗面積」や「地域貢献活動ガイドライン」につきましても、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

震災から丸8年が経過いたしまして、これから復興を更に加速させ、今後とも県民の生活の安定に寄与する基本方針としてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

# 司会

続きまして、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。

(出席した5名の委員を紹介)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は5名の委員 に御出席いただいております。審議会規則第3条第3項に定め る過半数の出席をいただいており、審議会は成立しております ことを御報告いたします。

なお、鎌田委員、吉田委員につきましては、本日欠席となっております。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川崎会長にお願いいたします。

#### 会長

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、平成30年度第4回商業まちづくり審議会となっております。前回は、特定小売商業施設の立地の誘導や抑制に関する事項について審議していただいたわけですが、審議会での審議もいよいよ終盤戦になってきたということになります。本日もこれまで通り慎重な審議をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。

本日の審議会の議事録署名人は、川又委員と横田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(川又委員、横田委員 了承)

それでは、議事を進めていきたいと思います。

まずはじめに 「(1) 商業まちづくり基本方針の見直しに関する審議の経過について」、事務局から説明をお願いします

# 事務局

それでは、資料1を御覧ください。「「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過」について、概略を御説明させていただきます。

これまでの審議会の経過ですが、平成29年12月21日に 開催しました審議会では、商工労働部長より川崎会長に対しま して、基本方針の見直しについて諮問いたしました。そして、 委員の皆様からは、今後の議論のポイントについて御意見をい ただいたところです。

次に、平成30年4月12日に開催しました審議会では、地域別のまちづくりの課題や方向性について、御意見をいただきました。

次に、平成30年7月26日に開催しました審議会では、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」を除いた、基本方針の「中間整理素案」について、御意見をいただきました。

次に、平成31年1月22日に開催しました、前回の審議会では、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」も含めた基本方針の「中間整理案」について御意見をいただいたところです。主な意見としましては、「誘導市町村の要件にある公共交通機関等の結節点については、定義が曖昧ではないか」、「一般県民と商工関係団体のまちづくりの考え方は異なるので、双方の理解が得られるよう丁寧に説明する必要がある」などの御意見をいただいております。

今回、事務局では、そうした御意見等を踏まえ、「中間整理 案」の内容を修正したほか、「地域貢献活動ガイドライン」に ついても見直し案を作成しましたので、後程御審議いただけれ ばと思います。

以上、資料1「「商業まちづくり基本方針」見直しに関する 審議の経過」について御説明させていただきました。

## 会長

ありがとうございました。

これまでの審議会の経過について御説明いただきましたが、 御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、議事の2つ目「商業まちづくり基本方針(中間整理案)について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

それでは、「商業まちづくり基本方針(中間整理案)について」を御説明いたします。

只今、資料1により「これまでの審議会における議論の経過について」御説明いたしましたが、今回、事務局において、前回の審議会における御意見を踏まえ、修正した点について、資料3を用いまして御説明いたします。

資料3の24ページ、16行目を御覧ください。特定小売商 業施設の立地を誘導する市町村の要件、③のA)のaに「鉄道や バスなどの公共交通機関等の結節点があり周辺の市町村からの アクセスが良好であること。」とございますが、前回の審議会 において、吉田委員から「結節点」だけでは曖昧であるため、 公共交通機関のサービスレベルを設定するなど、再定義が必要 との御意見をいただきました。その後、吉田委員に個別に御意 見を伺い、新旧対照表の青字の部分になりますが、「周辺の市 町村からのアクセスが良好な鉄道や乗合バスの結節点があるこ と。複数の路線が乗り入れる鉄道駅がある場合は、それを結節 点とし、単一の路線が乗り入れる鉄道駅においては、乗合バス が当該駅周辺の停留所に概ね1日30回以上乗り入れる場合 に、結節点とする。」、「なお、乗合バスとは、道路運送法第4 条に基づく許可を受け、同法施行規則第3条の3に規定する路 線定期運行を行うものをいう。」という記載を追加いたしまし た。これは、「公共交通機関等の」となっていたものを「鉄道 や乗合バスの」というように、「結節点」となる場所をより明 確に記載したものでございます。また、バスについては、1日 に数本しか乗り入れない停留所もあるため、車に代わる移動手 段としての利便性を備えていることを担保するため、具体的な サービスレベルとして、概ね1日に30回という乗り入れ回数 の要件を追加したものです。なお、「概ね1日に30回」とい う回数については、1日のバスの営業時間を午前6時から午後 9時までの15時間程度として、1時間に往復2回程度は乗り 降りが可能な停留所であることを想定したものです。

これにより、ここで言う「結節点」としては、福島駅や郡山 駅のようなターミナル駅のほか、二本松駅や白河駅など、主に |市の主要な鉄道駅などが該当するものと考えております。

前回の審議会からの中間整理案の主な修正点については、以上でございます。どうぞ御審議の程よろしくお願いいたします。

# 会長

ありがとうございました。前回の我々の意見を踏まえて、再 度修正を行ったということですが、御質問、御意見等はござい ますでしょうか。

#### (質問等なし)

それでは、続きまして、議事の3番目「特定小売商業施設の 基準店舗面積について」事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、「基準店舗面積に関する事項について」を説明いたします。

基準店舗面積につきましては、現在、事務局の方で検討中でございまして、まだ具体的な検討結果をお示しできる状況にはないことから、本日は基準店舗面積を検討するための必要なデータ等をお示しさせていただき、引き続き事務局で検討を行う上で必要な情報やお考えなどについて、委員の皆様からお伺いしたいと考えております。このようなことで御了承いただきたいと思っております。

それでは、本日は必要なデータ等について御説明させていた だきます。

資料5を御覧ください。こちらの資料は、前回、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項についての資料の中から、基準店舗面積に関する事項の観点からまとめたものです。

1ページを御覧ください。この資料は、本県で条例を制定して以降、土地利用に関連した法改正や国の施策等について、まとめたものです。本県が条例を制定した翌年、平成18年には、広域的都市機能のスプロールや中心市街地の空洞化等の課題に対応するため、都市計画法や中心市街地活性化法等のいわゆるまちづくり3法の改正が行われました。具体的には、都市計画法では、これまでいわゆる郊外部でも立地が可能とされて、原則、流産超える大規模集客施設について、原則、流産地域、近隣商業地域、準工業地域に限定されるなど、規制が作成する中心市街地活性化基本計画について、国による認定制度を削設し、意欲的に取り組む市町村を重点的に支援することとで制設し、意欲的に取り組む市町村を重点的に支援することとで、東に、平成26年には、中心市街地活性化法改正によって、民間プロジェクトに対する認定制度と新たな重点支援策が創設されました。また、同じく平成26年に、都市再生特

別措置法、地域公共交通活性化再生法の改正も行われ、医療・福祉施設、商業施設や住居等の適正立地と公共交通の再編を一体的に行う「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとされました。

次に2ページを御覧ください。こちらは、本県と他県の大型店の立地状況をまとめたものです。右側の表を見ますと、本県は6千㎡以上の大型店の郊外出店を抑制していますので、件数、割合とも他県と比べて最少となっています。一方、5千㎡以上で見ると、その割合は5番目に多くなっているという状況でございます。ここから、本県では、本来6千㎡以上で出店したい大型店が条例の届出を避けるため、規模を縮小し、条例の届出対象とならない5千㎡台で出店しているケースが少なくないことが考えられます。

次に3ページを御覧ください。こちらは県内の消費購買動向の状況についてでございます。1番の県全体の消費の県外流出率ですが、こちらは消費購買動向調査の結果でございます。こちらを見ますと年々県外流出率が増加していることがわかります。消費購買動向調査は、中学1年生の生徒が属する世帯を対象とした調査で、いわゆる子育て世代が対象となっていますので、比較的若い世代は、県外への消費流出が増加傾向であることが考えられます。

また、右側の3番にありますが、こちらは県政世論調査で県外に買い物に行く理由について集計したものです。約半数が「レジャーや旅行など買い物以外でも目的・魅力があるから」を選択しており、レジャーや旅行などで県外に出掛けた際に、買い物もするというケースも多いことが考えられます。

その下の4番、これも県政世論調査の結果ですが、消費生活に不安なく、安心して暮らしているかということを継続的に調査しているものでございます。その結果を見ると、日常の消費生活に安心して暮らしているという方の割合は増加傾向となっています。

次に、4ページを御覧ください。県内の買い物環境の状況についてでございます。こちらは、前回も御説明した「商業まちづくりに関するアンケート調査結果」からの抜粋になります。まず、上段の「現在の買い物環境に満足しているか」との質問については、県民全体では、約74%の方が、満足傾向となっていますが、町村部について見ますと、市部よりは約1割程度満足度が低い結果となっています。下の段には、満足している理由、満足していない理由を掲載していますが、満足していない理由としては、「食料品は買えるが、靴・バッグ等が買える店舗が近くにないから」が多くなっています。また、「近くに食料品や日用品を扱う店舗がないから」が町村部では約47%

と半数近くが選んでおり、市部では約33%ですので、町村部ではこの理由が高くなっています。

次に5ページを御覧ください。こちらも同じくまちづくりに関するアンケート調査結果からのもので、大型店の立地調整に関する県民等の考えを聞いたものでございます。「郊外への大型店の立地抑制についてどう考えるか」の質問の結果です。県民、市町村、商工団体に聞いていますが、県民、市町村については、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」という意見が多くなっております。円グラフで言うと2番目の茶色の部分でございます。一方、商工団体については、「引き続き抑制した方が良い」が過半数を超え、最多となっています。いずれのグループについても、グラフの茶色の部分「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」がかなりの割合を占める結果となっています。

また、下の段は、郊外への大型店の立地抑制について、「抑制が必要だと思う理由」、「抑制を緩和すべき又は必要ないと思う理由」についてのものでございます。抑制が必要だと思う理由としては、「まちの中心部の空洞化につながるから」が、県民、市町村、商工関係団体いずれでも最多となっています。一方、抑制を緩和すべき又は必要ないと思う理由としては、県民と商工関係団体は、「地域活性化のために必要だから」、市町村は、「大型店が出店することで雇用が生まれるから」が最多となっています。

以上が、基準店舗面積を検討するに当たり参考となる資料を まとめたものです。冒頭にも申しましたが、今後、事務局では この資料内容等も勘案しながら、引き続き基準店舗面積につい て検討を重ねてまいりたいと考えており、次の審議会で検討結 果をお示ししたいと考えております。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。只今、特定小売商業施設の基準店舗面積について御説明いただいたわけですが、まだ検討段階ということです。我々がそもそも諮問を受けているのは、基本方針の見直しについてということになっておりまして、この基準店舗面積は、基本方針の中で定められているものではなく、諮問に対する答申を行う上では、必ずしも直接的な対象ではないのですが、何せ条例に基づく届出の対象範囲を決める大事なことですが、何せ条例に基づく届出の対象範囲を決める大事なことですので、是非皆様に御審議をということです。具体的な議論は次回以降ということですが、皆様から今の説明を受けて、今後こういった点も必要ではないか、検討すべきではないかといった御質問なり御意見があればいただければと思います。いかがでしょうか。

委員	資料 5、3ページの消費購買動向調査は、県内全ての公立中学校の第1学年に属する生徒の世帯25,000世帯を対象に実施というのは1番のグラフだけを指しているのでしょうか。
事務局	4つ項目がありますが、1番の「県全体の消費の県外流出率」だけが消費購買動向調査の結果を基に作成したものです。その他の2番、3番、4番につきましては、県政世論調査の結果を基に記載させていただいております。
委員	そもそも少子高齢化を見据えての議論だと思うので、公立中学校の第1学年に属する世帯ということだと、少し対象外なのかなと思いましたので、むしろ高齢者の意見を充分に反映させた方が良いのではないかと思い、確認しました。
事務局	消費購買動向につきましては、第16回目ということで、3年に1度調査をしております。これまで中学校1年生の御家庭に調査をお願いしておりましたので、どのように消費購買動向が変わってきているのかを見るという観点で引き続き実施しています。 ただ、御指摘がありましたように、高齢社会の中で、高齢者の占める割合が高くなっているということもありますので、平成29年度は、県政世論調査の項目に入れてもらったということです。今後も他のデータも見ながら、高齢者の考え、買い物環境、消費動向についても皆様にお示しできればと考えております。
委員	只今、調査の出所についてのお話がありましたが、RESASの活用についても視野に入れていただければと思います。国も積極的に利用を呼びかけていますし、私が行っている地域づくりコンサルタント業務や研究にもRESASを活用しています。実例を挙げれば、岐阜県内にある農協からの依頼で、同農協管内における特産牛の消費購買行動の改善について取り組んだ中、RESASのデータを利用しましたが、その時にRESASがこんなにも詳細にデータが出ているものなのだと驚いたくらいでしたので、RESASのデータも活用しながら、今後審議にあたっての基礎的な資料にしていただければと思います。
会長	ありがとうございました。是非積極的に検討していただければと思います。
委員	県民1,300人を対象にしたアンケート調査の年代別のデータ

も資料のどこかに記載されているのでしょうか。資料に記載されていないだけで、データはありますよね。

何を言いたいのかと言うと、10年後、20年後を考えると、今の20代の方は、デパートのようなところにも行くとは思いますが、あまり買い物はせずに、インターネットで買うことが多いと思います。こういう場所には、買い物というよりはデートであるとか、買い物というイメージでは行っていない気がします。そうすると、20年後、30年後のショッピングセンターの役割は大きく変わってくるだろうなと思います。そのときにあまりに大き過ぎても維持管理ができない、逆に小さすぎても役割不足だということが出てくると思いますので、将来的にメインの消費者になるであろう方々が今どのような消費をしているのか、インターネットの利用が比較的大きいのであれば、そんなに商品を置いても売れなくなってしまいますので、そういう意味で、年代別の傾向がわかると良いと思いました。

# 会長

先程の御意見は高齢者、只今の御意見は若い世代のということですので、もう少し年齢別のデータで有意なものがあれば次回以降お示しいただければと思います。

## 事務局

今年度実施しました「まちづくりに関するアンケート調査」 につきましては、調査対象の属性として、年代別、男女別、職 業別などがありますので、再整理した上で皆様にお示ししたい と思います。

#### 委員

先程RESASのお話がありましたが、私の研究所でもRESASについて研究したのですが、なかなか民間で使えるものは限られているので、わからない部分もあるのですが、例えば今回のような場合は、どういったデータが使えるのでしょうか。

#### 事務局

RESASにつきましては、実際に運営しているところからお話は聞いておりました。例えば、人の動きについては、ある程度エリアとしての動きはわかるのですが、目的地がショッピングセンターなのか、クリニックなのかなど、細かな場所までははっきりしないので、その人がどこにどのように動いたのかがわからないということがあります。例えば、名取市ですと仙台空港もありますので、イオンモール名取に行ったのか、仙台空港に行ったのかがわからないといった課題があるということがわかっております。今回、お二人の委員から御指摘がありましたので、もう一度RESASについて調べまして、有益な情報がある

かどうか再検討したいと考えております。

# 会長

その他、よろしいでしょうか。

次回以降、事務局から具体的な審議の材料が出てくるという ことですので、改めてよろしくお願いします。

それでは、議事としては最後になりますが、「地域貢献活動ガイドラインの見直しについて」事務局から説明をお願いします。

# 事務局

それでは、「地域貢献活動ガイドラインの見直しについて」 を御説明いたします。

今回の審議会によりまして、基本方針見直しも終盤を迎えておりますので、基本方針見直しに合わせて、特定小売商業施設が自発的に行う地域貢献活動について、その趣旨や活動例などをまとめた「地域貢献活動ガイドライン」の見直しも行いたいと考えております。

資料6を御覧ください。まず、見直しの考え方としましては、本ガイドラインは、平成28年1月に、前回の基本方針見直しの内容を踏まえまして改定を行っておりますので、今回も基本方針見直しに合わせ、その内容を反映するほか、今年度実施した「商業まちづくりに関するアンケート」の結果についても反映したいと考えております。

改定素案のポイントとしましては、今回の基本方針見直しにおいて、「歩いて健康的に暮らせるまちづくり」という視点を追加したことを踏まえ、地域貢献活動の例として、新たに「県民の健康づくりの促進」という項目を追加したいと考えております。また、地域の声としまして、アンケート調査で市町村や商工関係団体に答えていただきました「大型店に期待する地域貢献活動」などについて、追記したいと考えております。

具体的な内容については、資料7を御覧ください。まず、2ページを御覧ください。下から3行目のところになりますが、「第2章 地域貢献活動の例なども参考にしながら」のところを「第2章 地域貢献活動の例のほか、県が作成している特定小売商業施設の地域貢献活動事例集なども参考にしながら」という文言に修正しています。これは、今年度、県が、県内の特定小売商業施設が実施している地域貢献活動の優良事例をまとめた事例集を作成しましたので、そちらも取組の参考にしていただくために追加するものでございます。

4ページを御覧ください。こちらには、今年度、市町村及び 商工関係団体を対象に実施した「商業まちづくりに関するアン ケート」の結果を参考として掲載しております。具体的には、 「新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと」と「大型店に期待する地域貢献活動」という設問の回答結果を掲載しております。「新たな大型店の設置に当たり、考えなくてはならないこと」では、「周辺の市町村も含めたまちづくりへの影響」が市町村、商工関係団体とも最多となっており、「大型店に期待する地域貢献活動」では、市町村は、「地元からの優先的な従業員の採用」、商工関係団体では、「商工会議所、商工会、商店街組織等への加入」が最多となっております。こうした地域の声を踏まえながら、地域貢献活動を実施していただくことが重要であるため、追加したものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。ここには、参考として、 基本方針のうち「まちづくりの基本的な考え方」の部分につい て、抜粋して掲載しておりますので、今回の基本方針中間整理 案の内容を反映させていただいております。

次に、9ページを御覧ください。ここからは、地域貢献活動の例が記載されております。こちらの一番下の3番に、新たに「県民の健康づくりの促進」という項目を設け、来店客を対象とした健康づくり関連のイベントの開催や従業員を対象とした健康意識の啓発等を具体例として追加しております。

続きまして、12ページを御覧ください。「8子育て支援」でございます。こちらに(5)として新たに「出産・育児、思春期の悩み等に対応する相談所等の設置」という項目を追加しております。これは、昨年7月に開催した審議会においても、事例として御紹介しておりますが、県内の特定小売商業施設において、事業所内に、助産師が出産・育児等の悩みに対応する相談所等を設置している事例が実際にあることから、活動事例として追加するものです。その他、表現の修正や最新情報への更新などを行っておりますが、主な修正点としては、以上でございます。

地域貢献活動につきましては、条例の3本柱の1つになっており、特定小売商業施設が地域と共存・共栄していく上で、重要な要素となっております。今回のガイドラインの見直し内容についても、委員の皆様から御意見等をいただければと思っております。御審議の程よろしくお願いいたします。

# 会長

ありがとうございました。

地域貢献活動ガイドラインについては、私の記憶が正しければ、前回の基本方針見直しの際に、様式を大幅に変更し、それが直接的な効果かはわかりませんが、それ以来、報告書の提出率が大幅に増えたと伺っております。

そういった意味でも特定小売商業施設の機運といいますか、 変化が見られるということですが、只今の説明について何か御

	質問、御意見等はございますでしょうか。 ちなみに、今回、県民の健康づくりの促進という項目を入れ ていますが、既に昨年度こういったことを地域貢献活動として 実施したという報告は上がってきているのでしょうか。
事務局	必ずしも特定小売商業施設の地域貢献活動報告書には含まれていないこともありますが、例えば、イオンモールいわき小名浜で言えば、施設内にウォーキングコースを設置したりといった事例がございます。 それから、従業員への意識啓発等についても、必ずしも特定小売商業施設とは限らないとは思いますが、小売商業施設などで取り組まれている事例があると聞いております。
会長	ありがとうございます。 その他、皆様からいかがでしょうか。
委員	健康づくりに関連して、福島県は喫煙者に優しいと思いますが、そういった観点は今回入れないのでしょうか。 実は私もつい先日たばこをやめまして、喫煙場所を探さなくて良くなったので、良いのですが、県内のこういった施設でも割と喫煙場所が多く、煙が漏れてきて嫌だという人もいるようです。来年あたりから大分厳しくなるので、先駆けてそうした観点も検討されてはいかがでしょうか。
事務局	御指摘のあった点については、もう一度担当部署とお話した上で事例に盛り込むかどうかを検討したいと思います。
委員	資料の2ページ目に「企業によるコンプライアンスの徹底」とありますが、コンプライアンスの徹底を指導する機関はどちらになるのでしょうか。 肖像権や知的財産権の扱いが地方に来れば来る程緩くて、言葉自体を知らない方も結構いらっしゃいます。例を挙げれば、芸能人の写真を撮ってインターネットにアップしてしまうということもあります。本当は絶対だめなのですが、誰が注意するのだろうと思いました。特定の課がということではなく、各課で対応するものなのでしょうか。
事務局	県庁内で積極的に訴えている課については、承知しておりませんが、国の施策という形で、企業等に対して、指導なり助言をしているのではないかと思います。
委員	福島県の中でも特にここというのがあるわけではないという

	ことですよね。
事務局	それについては、一旦持ち帰らせていただいて、後日お話させていただきたいと思います。
委員	県民の健康づくりの促進という項目を見たときに、福島県民は車社会なので歩かない、それを解消して公共交通機関で買い物に行けば歩くようになるという意味なのかなと理解していましたので、イベントの開催が事例で良いのかなと思いました。私としては、車社会を離れて、公共交通機関で買い物に行けば必然的に歩くようになり、それが健康につながるという考え方もあるのかなと思いますので、御検討いただければと思います。
会長	特定小売商業施設に何ができるかという観点で書かれていますので、できるだけマイカーではなく、公共交通機関で来ていただくように特定小売商業施設自身が消費者に呼びかけるとか公共交通機関の利便性が良くなるよう条件を改善するというようなことでしょうか。
委員	呼びかけるというよりは、公共交通機関を利用するような状況を整えることで、必然的にそうなるのではないかということです。
事務局	資料の9ページ、2番に「公共交通機関の利用促進」という項目がございます。その(2)に「公共交通機関の利用者に対する割引等」というものがございまして、「公共交通機関の利用者に対し、商業施設内や公共交通機関で利用できる割引等の優遇措置を設ける」とあります。例えば、大型店がバスの停留所になっている場合に、そこに来る場合は、車ではなく、バスを利用していただければ若干の割引券を配布するという事例も県内にあります。できるだけ公共交通機関を使っていただきながら、大型店であれば、その中を楽しみながら歩くという形での健康づくりもありますので、この2つを合わせることで読み取ることもできるのかなと思います。
委員	第2章の3番、県民の健康づくりの促進とも関連しますが、 特定小売商業施設でテナントを誘致する際に、医療機関など、 県民の安全・安心につながるようなものを積極的に誘致するよ うな方向付けがあれば良いと感じました。
事務局	現実に、大型店におきましても物販の店舗以外に、レジャー系やクリニック、子育ての相談所であるとか、さまざまな機能

	を備えて、ワンストップサービスが受けられる形態になってきていますので、只今の御指摘も踏まえまして、どのようにできるか検討したいと思います。
会長	その他、いかがでしょうか。
	(質問等なし)
	以上で議題は終わりますが、資料8の基本方針見直しの今後の進め方について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「商業まちづくり基本方針見直しの進め方について」御説明いたします。 資料8を御覧ください。本日の審議会において、基本方針全体の見直し案等について、御審議いただきました。次回の審議会では、基準店舗面積の見直しの検討結果を御提示したいと考えております。 その後、パブリックコメントや市町村説明会を実施し、県民や市町村等の意見を踏まえた改定案について、次の審議会で審議していただきたいと考えております。ここでまとまれば、最終的な改定案を決定し、基本方針の見直しの諮問に対する答申をいただいた上で、基本方針の見直しの諮問に対する答申をいただいた上で、基本方針の改定を行いたいと考えております。「商業まちづくり基本方針」見直しの進め方については、以上でございます。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。 只今の御説明について、御質問等はありますでしょうか。 (質問等なし) それでは、本日の議事は以上で終了となりますので、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。
司会	川﨑会長、ありがとうございました。 閉会に当たりまして、商工労働部長の橋本より御挨拶申し上 げます。
部長	委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、審議会に御出席いただきまして、また、御熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。 今程お話がありましたように、基準店舗面積につきましては、RESASや年代別のアンケート結果の活用について御意見をいた

だきましたので、それらを踏まえまして具体的な検討を進め、 案を作成し、次回の審議会でお示しをしたいと考えております。 そこで、また御審議いただきたいと考えておりますので、よろ しくお願いいたします。

その後、パブリック・コメント、市町村説明会を実施し、県民や市町村等の御意見を踏まえて、商業まちづくり基本方針の見直しを進めてまいりたい考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。また、本県の商業まちづくりの推進につきましても今後とも御理解と御協力いただきますことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

### 司会

以上をもちまして、平成30年度第4回福島県商業まちづく り審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

以上